

平成31年度

事業計画書

社会福祉法人
春日市社会福祉協議会

平成31年度事業計画

1. 基本方針

平成27年9月に厚労省から「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が発表されました。ここでは、地域住民の参画と協働により、誰もが支えあう共生社会の実現を目指すための改革方針として、「全世代・全対象型地域包括支援体制」（新しい地域包括支援体制）の構築が示され、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、『地域共生社会の実現』が盛り込まれ、2020年から2025年を目途にした「地域課題の解決力を強化する体制」と「総合的な相談支援体制」を構築するための具体的なスケジュールが示され、今後の福祉改革の基本コンセプトとして位置づけられました。

これら一連の国から発出された福祉構想は、個別支援と地域づくりの一体的推進や制度の狭間になっている生活課題への対応、対象を限定しない支援、小地域における住民主体による福祉活動の推進、総合相談・生活支援体制の整備など、社協がこれまで取り組み実践してきた地域福祉の方向性と合致するものであり、地域福祉推進の中核的組織としての社協への期待がより高まっている状況であるといえます。

併せて、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画（行政計画）が

福祉分野の「上位計画」として位置づけられ、その策定が努力義務化されたことなどを踏まえながら、同計画と一体的に策定している「地域福祉活動計画」（社協計画）の改定に向けた準備を進めてまいります。

今後もこれら国の諸改革の動向を注視しつつ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを推進していくため、住民参加・協働のもと、地域での見守りや支え合い、災害時・緊急時の支援を推進し、「新たな支え合い」の仕組みづくりとそれを支えるボランティア活動の活性化に取り組んでまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーターを中心に地域担当者や協議体ほか、多様な機関・団体等との連携により、住民と共に地域のニーズ把握や資源開発を進め、地域ぐるみの総合的支援体制の基盤整備を図るとともに、「まごころ訪問」や「おたすけサービス」「移送サービス」「配食サービス」等の生活支援事業の充実・強化に努めてまいります。

さらに、今後も増加することが見込まれる、認知症高齢者や障がい者等に対する権利擁護事業は、日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が、切れ目なく一体的に確保されるよう、「福祉あんしんセンター」と行政や法

律・医療等の専門職並びに関係機関との連携・協力体制を深め、幅広い対象者への対応力の強化を図るとともに、新しく法制化された成年後見制度の利用促進に関し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等について、行政との協議・連携を重ね推進してまいります。

また、「生活困窮者自立支援事業」は、法改正が行われ、生活困窮者支援を通じた「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや経済的な困窮だけではない地域社会からの孤立に対する包括的・早期的な対応等が明確化され、既存の縦割りの制度では解決できない複合的な問題や制度の狭間の問題等を解決する仕組みとしての役割を果たし、【個の支援】から【個を支える地域づくり】へと活動が繋がるよう、アウトリーチの徹底と社協内・多職種・多機関との連携・協働を図り、対象者の真の自立に向けた支援に努めてまいります。

最後に、介護保険等事業については、制度全体が目指す方向性や法改正・報酬改定等に伴う将来の見通し等を十分に精査し、収支管理の徹底・経費の削減・サービスの質の向上等により、継続した適正な運営が行えるよう努めてまいります。

以上のことを踏まえ、本会が住民から信頼され必要とされる社協であり続けていくために、地域福祉を推進する中核組織であることの責任や果たす役割の重要性を自覚し、健全な法人運営を図り、『誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくり』に向けた事業や活動を展開してまいります。

2. 基本計画

事業総務課 総務担当

引き続き、社会福祉法人制度改革による経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等に努めるとともに、『地域共生社会の実現』に向け、社協組織内での部門間連携・多職種協働の仕組みづくりに着手し、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取り組み」について、福岡県社会福祉協議会が推進する「ふくおかライフレスキュー事業」への参加に向けた準備を行い、生活困窮者等に対する相談・支援等の充実に努めてまいります。

1. 社会福祉法人制度改革への取り組み

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
- (2) 事業運営の透明性の向上
- (3) 財務規律の強化
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務
 - ・「ふくおかライフレスキュー事業」への参加準備

2. 『地域共生社会の実現』に向けた取り組み

- (1) 国の動向に対する迅速な情報収集と対応
- (2) 社協内の縦割りをなくす部門間連携等の仕組みづくり
- (3) 多機関協働・多職種連携の強化

3. 行政との良好で強固なパートナーシップの構築

(1) 持続的な地域福祉の推進検討会議

- ・社協の事業展開や方向性等についての検討会議の実施
- ・組織のあり方や職員採用、人員の配置計画等についての協議
- ・社会福祉センターの老朽化についての協議

4. 財源の確保

(1) 自主財源の確保

- ・介護保険事業等の見通しと収支管理の徹底
- ・フリーマーケットの開催やいきいきフェスタでの食品バザーの出店による収益の確保
- ・共同募金会と協同して寄附つき商品の新規開拓

(2) 民間財源の確保

- ・福社会員、共同募金の役職員一体となった取り組みの推進
- ・民間助成金の活用

(3) 公費財源の確保

- ・住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費の確保に努めます。

(4) 経費の削減・効率化

- ・コスト意識の徹底
- ・限られた財源の有効活用（集中化・重点化・効率化）

5. 広報・啓発活動の充実（計画 P52）

(1) ホームページによる情報発信

- ・迅速、的確な各種情報の発信を行い、住民の方が福祉に関心と

理解を深めることができる情報発信に努めます。

(2) イベントを通じた広報・啓発活動

- ・「いきいきフェスタ」や「かすがフリーマーケット in 社協」などのイベントを通じた広報・啓発活動

6. 職員の資質の向上（計画 P60）

(1) 情報の収集と発信

- ・新たな政策や制度改正等の情報収集を図るため、各種研修や講習等への積極的な参加を促進します。
- ・収集した情報は、内部研修等の開催により、全職員へ発信・共有化を図ります。

(2) 人事評価制度の導入（2020 年度）に向け、準備を行います。

7. 福社会員制度の拡大強化

地域福祉活動や在宅福祉活動を推進する大きな財源である会費の加入拡大を図るとともに、あらゆる機会を通じて住民への周知や理解を深めるための取り組みを推進します。

(1) 福社会員の加入促進

- ・新規会員の獲得と継続加入の仕組みの研究
- ・会費の使途の効果的 PR
- ・個人、各種団体、企業、法人等会員への加入促進
- ・役職員及び評議員等、組織的な取り組みの強化

(2) 福社会員協賛店登録店の加入促進

- ・新規協賛店の獲得
- ・協賛店へのメリット（ホームページ掲載の充実）

事業総務課 ナギの木苑担当

1. 介護予防、健康づくり事業の推進と充実（計画P67）
 - ・介護が必要とならないための介護予防教室や健康づくり講座等を実施するとともに、各種交流会や趣味活動を通じ、元気づくり生きがいづくり、仲間づくり活動を推進します。
 - ・高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進するとともに、地域における支え合い体制の構築を進めるため、「介護予防ボランティア講座」の開催やボランティア活動ができる施設としての充実を図り、春日市介護予防ボランティアポイント制度の拡大に寄与します。
2. 相談体制の強化（計画P60）
 - ・苑と利用者のコミュニケーションを密に図り、日常の相談窓口としての機能を高めるとともに、社協内他部署をはじめ、行政や関係機関との連携に努めます。
3. 安心安全な施設づくり
 - ・公の施設を管理運営する意識を持ち、利用者が安全かつ快適に利用できる管理体制に努めます。
 - ・法令を遵守した衛生管理を施すとともに、施設内の巡回頻度を増やし、利用者の安全確保に努めます。
4. 広報・啓発
 - ・本会ホームページや広報紙、市報等に、ナギの木苑の啓発と事

業の周知を図り、新規利用者の獲得と事業参加者の増員に努めます。

5. 公募による指定管理者選考への取組み

- ・本年度は、次期指定管理者の更新の時期となります。指定管理者制度に移行して以来、5期14年の指定を受け、本市における介護予防・健康づくりの拠点としての経験と実績を積み重ねてまいりました。次期も指定管理者として施設の管理運営を任せただけできるよう、今までの実績に社協らしい・社協だからこそその取組み等を加え、指定獲得に向けての準備を進めてまいります。

事業総務課 あんしんセンター担当

1. 福祉あんしんセンターの拡充（計画P63）
 - 高齢や障がいなどにより、判断能力が低下してきた方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、権利擁護の視点を持ち支援を行います。さらに判断能力が低下した場合には、行政との連携を密に図り、成年後見制度への移行を視野に入れた取り組みを推進します。
- (1) 福祉あんしんサービスの充実
 - ・専門職や関係機関との情報の共有と連携強化
(行政、地域包括支援センター等との連携、困難事例の協議)
 - ・高齢者専用住宅（住宅型有料老人ホーム・サービス付高齢者向

け住宅)の入居者への支援

- ・住まいに関する困りごと、入退院時支援、死後事務、家財処分等に関するサービスの検討

(2) 法人後見制度の更なる充実

- ・成年後見制度の更なる充実
- ・権利擁護に対する総合相談体制の整備

(3) 運営審議会の充実

- ・運営審議会機能の充実

2. 成年後見制度の利用促進に関する取り組み

(1) 成年後見制度の利用促進に関する法律の制定

- ・法で定められた地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等について、行政との協議・連携を図り推進します。

3. 相談事業機能の充実(計画P60)

様々な生活課題を抱える人たちのわずかなサインを見逃さないよう、相談機能の充実に努めます。

(1) 心配ごと相談

- ・身近な相談窓口としての充実と専門相談員(司法書士・行政書士)との連携強化
- ・相談連絡会での情報提供と相談活動の学習

(2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談事業周知の強化
- ・相談員(産業カウンセラー)との情報交換

4. 生活困窮者自立支援事業(計画P71)

様々な相談に応じ、相談者の状況に即した支援を行います。現時点での経済的な困窮の有無に関わらず、社会参画など相談者を多面的に捉え、現状で生活が困窮し、収入増加につなげる必要がある場合は迅速に就労支援等を行います。現状で世帯困窮ではなくても、両親等の収入を頼りに生活しているひきこもり者等の支援にあたる場合は、本人の思いや希望に寄り添い、信頼関係を結んでいきながら、丁寧な支援に努めます。

また、地域で築き上げてきた住民、民生委員・児童委員、ボランティア等とのネットワークを活かし、支援の幅を広げていきます。さらに、「ふくおかライフレスキュー事業」との連携を図り、相談・支援等の充実に努めてまいります。

5. 資金貸付事業(生活福祉・福祉・緊急支援)(計画P71)

(1) 生活困窮者自立支援制度との連携

- ・貸付に関する相談をきっかけに、複合的な課題を抱えた世帯に対し、生活困窮担当や他機関との連携強化を図り、適切な支援に努めます。
- ・困窮し、緊急的支援が必要な相談者で、他制度での対応が難しい場合、資金の貸付(緊急支援資金)を行うとともに、必要に応じて物資の支援も行います。

(2) 相談体制の強化(計画P60)

- ・相談者が増加した場合でも、一人一人の相談者に適切に対応できるよう、相談対応可能職員の体制を整備します。

地域福祉課 地域福祉担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

(計画 P52、54、56、60、62、67、76、78)

地域の特性に応じた福祉活動の展開が図れるよう支援に努めながら、訪問活動やサロン活動等様々な活動を通して、見守り・声かけと言った地域住民の繋がりを育み、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。また、地域が抱える様々な福祉課題や生活課題の把握を、住民とともに中から地域課題解決への自覚や共感を生み、住民主体形成の展開の中でお互いに支え合う「地域力」の強化に向けて更なる取り組みを推進します。

- (1) 地域福祉エリア（中学校校区）ごとの各地区活動への支援
 - ・地区の実情に応じた福祉活動支援、調整
 - ・地域ニーズに立脚した地域支援の展開
 - ・共感原理に基づく活動の推進
 - ・関係機関と連携した支援体制
- (2) 福祉情報の提供
 - ・福祉活動情報の共有化促進
 - ・自治会役員研修会並びに福祉委員会での情報発信
- (3) 相談支援力の向上
 - ・「複合的課題」「世帯ごと」「とりあえず」丸ごと受け止める対

応力の構築

・「点」の取り組みから、有機的に連携協働し「面」としての取り組みへの発展

- ・多職種連携、多機関協働による地域連携
- ・総合的な相談力の向上

(4) 研修事業の充実

- ・活動事例や地域課題をテーマとした地域福祉推進研修会の実施
- ・認知症サポーター養成講座・声かけ訓練の推進
- ・子育て支援活動者の情報、交流の場の推進

(5) 活動助成金の交付

- ・地域福祉活動支援助成金の交付

(6) ふれあい・いきいきサロン活動への支援

・地区の実情に応じた取り組み支援と創意工夫による運動、体操また、生きがいづくり、仲間づくりなどを推奨推進します。更に地域カフェ活動と連携した地域の居場所、交流の場とともに福祉、生活課題の相談の場として取り組んでいきます。

- ・レクリエーション道具の貸出

(7) 子育てサロン活動への支援

・育児不安の解消や幼児虐待防止、仲間づくりなどの活動支援、協力を行うとともに子育て支援の相談の場として取り組んでいきます。

- ・レクリエーション道具の貸出

2. 地域支え合い活動（安心生活創造事業）の推進

(計画 P52、54、56、60、62、74、76)

「住民の気づき」を声や行動に出せる「新たな支え合い」活動としての促進を図り、地域で支援を求めている人に対し、住民相互の支援活動や地域住民同士のつながりの再構築を目指す、支え合い活動の拡充・深化に努めます。

(1) 地域支え合い活動における支援ネットワークづくりの推進

各自治会の実情に応じた様々な取り組みの中で、要援護者等に対する情報把握や共有を図りながら、近隣住民による日常の見守りと災害時支援の仕組みを通じて、支援ネットワークづくりの推進に努めます。また、活動の中から見られる様々で多様なニーズへの解決に、住民が主体的に試みる意識への醸成にも取り組んでまいります。

- ・地域の特性に応じた活動推進支援
- ・住民啓発周知の強化（地域支え合い活動DVDの活用）
- ・支え合いカードの修正及び登録案内文章の作成
- ・あんしんカードの修正見直し
- ・「地域支え合いマップ」活用術の向上
- ・地域の自主防災組織との連携
- ・市、包括支援センター、民生委員児童委員、自治会等との連携
- ・地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金

(2) みまもりホットライン（協力企業等からの相談窓口電話設置）

地域住民が主体となって実施している見守り活動に、日常業務で訪問を行う企業等も加わった重層的な見守りの仕組みづくり

を拡充し、普段と様子が違うなどの異変を察知した場合の相談や通報等、見守りネットワークの構築を更に推進してまいります。

3. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化

(計画 P52、54、60、71)

各地区の地域福祉活動推進支援や要援護者への把握・訪問支援等、本会との連携を強化し更なる活動の推進に努めます。

- ・役員会並びに各地区定例会の参加
- ・4部会（高齢者、障がい者、子ども、広報）活動への相談支援

4. 行政等関係機関との連携強化（計画 P52、60、71）

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援センター、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設など様々な分野の機関との連携を図ります。また、定期的に会議に参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

5. 市民の福祉意識の啓発（計画 P52、60、68、78）

福祉をより身近に感じてもらえるような情報や場の設定、幅広い層への発信向上に努めます。

- ・紙媒体、通信機器媒体など幅広い層への情報キャッチの工夫
- ・住民が相互の多様性を理解し、地域で互助・共助・共生感を持ってもらえる場の設定

6. 在宅介護者支援事業（計画 P52）

(1) 介護を考える介護者のつどい（交流会）

在宅介護等についての情報を当事者の会とともに広く親身に伝え語れるなどの交流、支援を目指して実施します。

7. 福祉団体等との連携・支援体制（計画 P52）

春日市で活動している当事者・支援者団体が連携・情報交換できる場として、福祉団体等連絡協議会定例会議を通して、活動の活性化を促します。

- (1) 福祉団体定例会（2ヶ月に1回）開催
- (2) 福祉団体の実施事業への協力支援
- (3) 福祉団体への助成金交付

8. 災害時の福祉支援体制づくり（計画 P74）

災害時における体制整備を図っていくため、「地域支え合い活動」などとの連携を活かすとともに、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

- (1) 災害時の福祉支援体制づくり
 - ・地域支え合い活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進
 - ・春日市避難行動要支援者避難支援プラン推進の協力
 - ・筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行
- (2) 災害時における体制整備
 - ・災害ボランティア講座の開催
 - ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催
 - ・総合防災訓練への参画
- (3) 災害・緊急時支援物資の整備
 - ・災害時や緊急時における支援物資（衣類、寝具類、食料品等）の整備

地域福祉課 ボランティアセンター担当

1. ボランティア活動相談・調整事業の強化（計画 P56）

様々なボランティアニーズに対応するため、市民へのボランティア活動の啓発・推進を通して人材を掘り起こし、適切なマッチングを行います。また、関係する組織・団体などと協力・連携し、ボランティア希望者の学習・活動の場をあらゆる機会に設け、多様なボランティア活動に結び付くような支援に努めます。

- (1) 活動者と活動先との適切な調整
- (2) 活動環境等の良好な関係作りの調整
- (3) 多様なボランティアニーズへの適切な対応
- (4) 様々なボランティア活動への適切な支援

2. ボランティアの活動支援（計画 P68）

ボランティア活動は、誰でも気軽に行える活動ですが、何らかの理由による活動への気後れや、参加するきっかけが見つからず活動につながらない事があるため、活動の参加や継続がしやすくなるような工夫や環境整備に努めます。

- (1) ボランティアグループやNPO・市民団体・企業・大学等の活動情報の把握や提供
- (2) 地域のボランティア活動状況の把握と繋がり構築
- (3) 福祉ボランティア連絡協議会への活動支援と入会促進

(4) ボランティアリーダー研修の充実

(5) ボランティア交流会事業の充実

3. ボランティアの育成（計画 P52、56、68、74、78）

ボランティアへの理解を深め、その魅力を体験する多角的な視点をもった内容を企画し、活動に必要な知識や技術が得られ、きっかけ作りと継続的な活動に繋がる講座を開催します。

(1) 福祉技術ボランティア育成講座（・点字 ・朗読 ・ガイド）

(2) ボランティア入門講座

（基礎講座 ・キャップハンディ ・障がい支援）

（実践講座 ・一斉ボランティア ・いきいきフェスタ）

(3) 趣味、特技を活かすボランティア講座（・手品 ・男性）

(4) 災害ボランティア講座

4. 広報・啓発の強化（計画 P52、68）

ボランティア活動の拡充につながる、情報発信の強化に努めます。

(1) 広報紙「しあわせ」・ボランティア通信等の紙面内容の充実

(2) ホームページ・メール等による即応的な情報発信の研究

(3) 福祉関係機関・団体への周知

5. 福祉学習への支援（計画 P52、78）

児童生徒や地域に対し、福祉学習の機会や相談調整を行うとともに資材・教材を提供し、理解と関心を深めてもらいながら福祉意識の向上を図ります。

(1) キャップハンディ等の体験学習の支援

(2) 当事者及びボランティアグループとの交流学習支援

(3) 福祉用具の貸出（DVD・疑似体験器具等）

(4) 福祉教育読本の配布

(5) 小・中学校の総合学習等における福祉教育の推進

6. あいあい広場（手をつなぐ育成会との共催）（計画 P52、78）

障がいのある方とない方の地域交流事業を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民として、つながりや仲間づくりへの支援を行います。

7. 子育て地域推進事業（計画 P54）

(1) 「春っ子ひろば」

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。

・年一回開催

(2) 子ども一時預かり事業「おおきくな〜れ！」

子育て家庭へ、親が子どもへ向かい合う心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。

・毎月二回開催（第二、四金曜日）

8. 高齢者生きがいづくり事業（計画 P67）

(1) はつらつ会（高齢者生きがい対応サービス）

65歳以上の閉じこもりがちな方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。

・週一回開催（木曜日）

地域福祉課 生活支援担当

1. 生活支援体制整備事業の推進（計画 P60、62）

地域包括ケアシステムを推進していくため、地域の人々の声が届く仕組みづくりを担う「生活支援コーディネーター」業務において、日常生活に支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していくため、これまで培ったコミュニティソーシャルワーカーとしての実践をとおして、地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの良好で緊密な関係性という強みを活かして活動推進に取り組みます。

- (1) 協議体開催への取り組み
- (2) 地域資源情報の整理更新
- (3) 関係者（機関）との情報交換、情報共有等ネットワークの構築
- (4) 地域ニーズの把握

2. 住民参加型移送サービスの充実（計画 P62、78）

利用会員・協力会員が、同じ会員（市民）としてお互いに助け合っていこうという目的のもと、活動の支援を図っていきます。

- (1) 協力会員の体制確保
- (2) 活動日毎の安全運行への取り組み

3. おたすけサービスの充実（計画 P62、78）

福祉制度や公的サービス等では、なかなか対応できない多様な生活課題等に対し、住民サポーターと多様な主体による生活支援サポートという形で、一時的に居宅において日常生活に支障がある人を丸ごと対応して、自立した生活が続けられるよう生活の支援を行ないます。

- (1) サポーター養成講座の開催
- (2) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (3) 活動の連絡調整
- (4) 関係機関との連携強化
- (5) 生活支援グループの活動支援
- (6) 生活支援組織の開発・協働

4. まごころ訪問事業の充実（市、受託事業）（計画 P60、62、78）

超高齢社会を迎え要支援者等が増加する中、住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう、地域の多様な主体が支援することで、可能な限り要支援等の状態の予防若しくは維持又は改善につながる支援を行います。

- (1) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (2) 活動の連絡調整
- (3) まごころサポーターフォローアップ研修
- (4) まごころサポーター交流会の開催
- (5) 先進地への視察研修
- (6) 関係機関との連携強化

5. 配食サービス事業（市、受託事業）（計画P56）

（1）的確な安否確認

- ・的確な利用者情報のもと、配達時から得られる生活習慣や健康状態等を更に把握し、必要に応じ市や地域包括支援センターをはじめ関係者等との連携・連絡を密に行い、利用者の安否確認の徹底を図ります。

（2）関係機関との連携強化

- ・利用者や家族並びに社協内他部署や関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時等の迅速・適切な対応に努めるとともに、社協のネットワーク力を活かした事業を展開します。

（3）安心安全な食事の提供

- ・調理委託業者と随時協議を行うことにより、利用者ニーズに添うとともに、定期的に調理現場の視察を行い、衛生管理の徹底化など安心安全な食の提供に努めます。
- ・利用者の身体状況や介護予防の観点から、メニューの検討・研究に努めます。
- ・配達時等の緊急時にも対応していくため、救急救命講習の受講や認知症等の学習機会を設け、職員資質の向上の面からも安心できる食事提供体制づくりに努めます。

（4）地域づくりとの連携

- ・配食を通じて地域とのつながりづくりを展開（孤独防止）
- ・食を通して、生活課題を地域に投げかけ、ひとりの課題を地域の課題へと拡げることによる地域づくり

地域福祉課 介護支援担当

1. ケアプランサービス（計画P59）

介護保険制度の基本理念である「利用者による自己決定」「利用者の自立支援」を最大限に重視し、要介護状態等になっても、一人一人がその人らしく主体性を持ち、生活維持能力を高め、可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を送ることができるよう、必要な援助に関する専門的な知識及び技術をもって適切なケアマネジメントを実施し支援していきます。また、社協ならではの地域ネットワーク力を活かすとともに、地域包括ケアシステム的一端を担えるよう関係機関との連携に努めます。

（1）自己決定、主体性、個別性の尊重

支援の全ての課程において、常に利用者の立場に立ち、利用者の自己決定と主体性、個別性を尊重できるよう、利用者ニーズに応えられる適切な居宅サービス等の情報提供を行い、利用者の選択した居宅サービス等が、特定の所に不当に偏ることのないよう公平中立な介護支援に努めます。

（2）利用者の自立支援

利用者が可能な限り居宅において自分の意思のままに自分らしく、自らの生活維持能力を高め、居宅サービス等を有効かつ適切に活用し、自立した生活を継続することができるよう、利用者

の有する残存能力や生活上の支障、要望に関する情報収集、背景、要因の分析、生活課題と可能性を把握し、利用者の自立支援促進と生活状況等悪化を防止する介護支援に努めます。

(3) 総合的サービス提供と新制度対応

多様な利用者ニーズに応えるため、必要な援助に関する専門的知識技術を有し、又、保健、医療、福祉等との多職種連携・協働を図り、介護保険、福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。

さらに、「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化に努めます。

(4) 収支管理の徹底

良質な居宅介護支援業務を行うとともに、事業収支への意識徹底と経費の削減に努め、事業所運営に取り組みます。

2. ホームヘルプサービス（計画P59）

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、その能力に応じ自分らしく自立した日常生活が維持継続できるよう、介護・福祉の専門職として、質の高いサービスの提供に努めます。

(1) 地域に密着した事業所力の発信

社協のヘルパー事業所として、困りごとや心配ごとの身近な相談役として、社協ならではのネットワーク力を活かし、必要な支援提供につなげるとともに、在宅医療・介護多職種のサービスや地域の関係機関との連携を深め、安心して信頼していただける事業所づくりに努めます。

(2) 個別的な介護サービスの提供

利用者の生活習慣や価値観を尊重し、心身の状況・環境を十分に把握した上で、ニーズにあった個別計画のもとサービスを提供し、生活の質及び介護サービスの向上に努めます。

(3) 専門的なサービスの提供と人材育成

質の高い専門的介護を提供していくため、外部研修・内部研修への参加を積極的に促すとともにサービス提供責任者の同行訪問等を実施し、ヘルパーの知識・技術等の資質向上に努めます。

(4) 収支管理と適正な事業所運営

制度や報酬改定にともなう、運営管理への意識徹底を高め、適正な事業所運営に取り組みます。

(5) メンタルヘルス（セルフケア）への配慮

活動中に生じた悩みを、ひとりで悩まさせず、職場内でお互いに相談できる体制づくりやストレスへの対処方法、自己肯定感を高められる研修など環境の整備に努めます。

(6) タイムケア事業の充実（計画P52）

タイムケア事業が円滑に継続して実施できるよう、人材の確保とサービスの質の向上に努め、障がい等のある子ども達が安心して長期休暇中を過ごせるよう事業の工夫と充実に努めます。